

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	化製場等に関する法律施行条例		
条 例 番 号	昭和 59 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）の規定に基づき、化製場の構造設備の基準等を定めるとともに、施設設置等の許可に係る手数料を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	化製場法第 4 条等の規定により、化製場（獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設）、死亡獣畜取扱場（死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域）等に関し、その構造設備の基準や衛生上必要な措置等を定めるものとして必要な条例である。 また、この条例は化製場法第 3 条第 1 項の規定に基づく化製場等の設置許可等の事務に係る手数料を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	この条例で定めた構造設備の基準に基づき、施設の設置を許可するとともに、衛生上必要な措置が適正に行われているか監視・指導することにより、県民の公衆衛生の向上に有効に機能している。 また、手数料の額は人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。	許可施設数（平成 19 年度） 化製場 1 死亡獣畜取扱場 1 準用施設 1 畜舎等 19
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	この条例で定めた構造設備の基準や衛生上必要な措置等は、明確かつ公衆衛生上必要なものに限定して定められており、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	獣畜の肉、皮、骨、臓器等や死亡獣畜の適正処理等のために必要な施設基準等を定めることにより、「神奈川力構想・実施計画」の主要施策Ⅲ「安全・安心」の「3 生活の安心の確保(2) 衛生的な生活環境の確保」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	化製場法の規定に基づき、施設の構造設備の基準等を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	(有) 無